

今回、当財団の動画学習サイト内のコーナー「交通安全トピックス」にて、新コンテンツ『16歳以上なら免許なしで乗れる電動キックボードとは?』を公開しました。

今年7月、改正道交法で「特定小型原動機付自転車（以下、「特定原付）」が新設され、この区分に入る電動キックボードは16歳以上であれば運転免許証無しで運転できることになりました。

公共交通など移動手段の少ない場所での利活用が期待される一方で、正しく安全に利用しなければ、車道ではクルマやバイクと、通行可能な一部の歩道では歩行者などとのトラブルや接触事故が発生する恐れがあります。

当動画では、新区分「特定原付」の定義をはじめ、遵守すべき交通ルール、利用時の留意点などを解説。高校生にとって最も身近な交通手段である自転車との比較も交え、「特定原付」の安全利用に対する理解を深めていただける内容としています。

学校での交通安全指導などに是非お役立てください。

本動画は、以下5章で構成しています。

- 第1章 はじめに …新しいモビリティとして
- 第2章 法改正の内容 …電動キックボードの位置付け
- 第3章 ルールを正しく理解しよう
- 第4章 どう走れば良いのか…Q&A形式で学ぼう
- 第5章 終わりに …正しく安全な利用を

今回公開したコンテンツは以下URLよりご覧いただけます。

『16歳以上なら免許なしで乗れる電動キックボードとは?』

<http://www.jaef.or.jp/6-kurumajuku/johokan/safety-topics/index.htm#ch05>

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。

つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信
2. SNSでのコメント、返信
 - ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyouiku>
 - フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>